

岩総第583号  
令和6年2月19日

岩手町代表監査委員 佐々木 由和 様

岩手町長 佐々木 光司

令和5年度定期監査の指摘事項に基づき講じた措置について  
標記について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 指摘事項及び措置方針

◆みらい創造課

(1) [指摘事項]

岩手町フューチャーセンターコワーキング棟整備工事契約(議決案件)の工事中の追加工事に対する契約を変更契約でなく、別途工事契約を締結しており、議決工事契約における事務の公正化の検討がなされていない。よって、変更工事設計額と別途工事設計額の比較に合わせ、岩手町長専決条例第2条第1号の規定に基づく変更契約の専決対応の場合は、地方自治法第180条第2項により議会に報告する必要も併せて検討せずに処理している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

[措置方針]

議決を要する契約事務に関しましては、適正な事務の執行に努めてまいります。

(2) [指摘事項]

岩手町地域おこし協力隊事業支援業務委託において、地域おこし協力隊の選考補助業務をする受託者が選考審査委員となっており、選考採用されてから地域おこし協力隊員の活動支援を行う受託者であることから、選考にあって公平・公正な審査につながらないと思われる事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

[措置方針]

地域おこし協力隊の選考及び採用に関しましては、選考審査員や選考方法について再考し、適正な事務の執行に努めてまいります。

### (3) [指摘事項]

政策アドバイザーに対する謝金と地域力創造アドバイザー業務委託契約における業務において、重複している業務なのか別業務となっているのかの説明に合理性が欠ける事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

#### [措置方針]

政策アドバイザーと地域力創造アドバイザーに関しては、それぞれの業務を明確に分け、別業務であることがはっきりと分かるよう適切な書類の整備に努めてまいります。

### (4) [指摘事項]

政策アドバイザーに対する謝金支出において、毎月一定額の支払いであるが、謝礼金の支出の根拠となるアドバイスを受けた公文書として実績書類等が存在しない中の謝礼金を支出している事例が見られたので、口頭受付処理又は会議結果報告などにより概要結果を文書保存するなど適正な事務を執り行うべきであるため、事務処理を改められたい。

#### [措置方針]

謝金支出に関しては、実績書類等の整備について、事務の改善を図ってまいります。

## ◆企画商工課

### (1) [指摘事項]

道の駅北側駐車場用地の公有地購入に係る購入価格積算において、債権に関する民間不動産鑑定評価を採用しており、公的不動産鑑定（固定資産税評価）による実勢売買価格積算による諸事情補正の比較検討をしていないことから、用地購入費の積算根拠に合理性を欠く事例が見られたので、適正な事務執行を求める。

#### [措置方針]

公有地購入価格積算方法については、固定資産税評価を基準とし、現況地目を見直す必要がある場合は税務会計課で評価額を仮算定して単価の比較検討をするなど、公的不動産鑑定を採用した価格設定となるよう適切に対応してまいります。

### (2) [指摘事項]

道の駅北側駐車場用地取得にあたり、物権設定の消滅措置を講じる前に、財産取得契約を締結し支払をした後に、物権設定の消滅の措置を講じていた事例が見られたので、岩手町財務規則第172条の規定に基づき適正な事務執行を求める。

### [措置方針]

用地取得に関しては、岩手町財務規則の規定に基づいた適切な事務事業の執行をするよう改善してまいります。

### ◆総務課

#### (1) [指摘事項]

財務会計物品システムにおいて、既登録物品の新システム移行に伴い新備品整理番号付番により現物物品と備品台帳との照合ができない状態となっていることから、備品台帳と現物（新整理番号貼付）照合ができるよう改善すべきである。

また、新規購入時等に物品整理票を貼付していないことと備品台帳と現物物品の照合確認が、定期的に実施されていないなど散見されたため、財産管理の主管課として、岩手町財務規則第2節に基づき適正な管理事務の改善及び指導を求める。

### [措置方針]

物品については、岩手町財務規則第10章第2節に基づき整理・分類し、また、監理・保管に努めてまいります。

備品番号の表示についても財務規則に基づき、備品整理票の貼り付けが徹底されるよう指導してまいります。本年度において受け入れた備品については年度内に、過年度に受け入れた備品についても順次、備品整理票の貼り付け及び備品台帳との照合を確認してまいります。